

第1 調査の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、高齢者の社会的孤立の防止対策及び災害時の保護を推進する観点から、社会的に孤立している高齢者等の実態把握の状況、国庫補助等による関係対策の実施状況等を調査するとともに、災害時における高齢者の避難支援の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所（秋田、石川、三重、鳥取、島根）

4 実施時期

平成24年1月～25年4月